

**熊野町手話通訳者  
派遣事業のご案内**

聴覚・言語機能障害などにより、手話によらなければ意思の疎通が困難な人の外出時に、手話通訳者を派遣します。



▽派遣区域：広島県内  
 ①広島県手話通訳派遣委員会へファックスにより直接申し込んでください。  
 ②252・0309  
 ※初めて申し込みをする人は、利用要件の確認手続きが必要

¥無料

③広島県手話通訳派遣委員会（社団法人広島県ろうあ連盟） ☎252・0303  
 （福祉課）

**駐車禁止除外指定車  
標章の交付基準が  
改正されました**

時 4月1日(木)

①駐車禁止除外指定車標章の交付基準が改正され、肝臓機能障害で、次の基準に該当する人が標章の交付対象となります。  
 ②身体障害者手帳による級別が1級から3級までの各級  
 ③戦傷病者手帳による重度障害者の程度が特別項症から第三項症までの各項目

④住所所在地を管轄する警察署交通課  
 ⑤広島県警察本部交通規制課 ☎228・0110  
 （福祉課）



**軽自動車税の減免**



身体障害者または身体障害者などを介護するために生計を一にする人が使用する軽自動車などについては、軽自動車税が減免される場合がありますので、5月24日(月)までに申請手続きをしてください。

また、今年度から肝臓機能障害により身体障害者手帳を交付された人についても、減免の要件を満たす場合は対象となります。

減免は身体障害者1人につき、普通自動車などを含め車両1台に限ります。

※平成22年度軽自動車税納税証明書の有効期限は、平成23年5月30日（口座振替の人は6月15日）までとなっています

☎820・5603  
 （福祉課）

**保険年金**

年金をあきらめないで「カラ期間」はありませんか

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

カラ期間とは、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

- ①厚生年金などの加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間
- ②学生であった平成3年3月以前の期間
- ③海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含む）

④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限り）  
 このようなカラ期間があるとされる人は、住民課または年金事務所に相談してください。

※カラ期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます

※老齢基礎年金の資格期間を満たして、厚生年金の加入期間が1年以上ある昭和36（女性は41）年4月1日以前生まれの人については、生年月日に応じて60〜64歳から60歳台前半の老齢厚生年金が支給されます

☎253・7710、住民課 ☎820・5604  
 （福祉課）

**平成22年度  
国民健康保険税の  
改正について**



●課税限度額の変更  
 基礎課税額に係る課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円から13万円に変更になります。

☎820・5603  
 （福祉課）

**●非自発的失業者に係る保険税の軽減**

非自発的失業者（注1）については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を10分の30として国民健康保険税を算定します。

該当する人は、住民課に申請してください。  
 ※注1：雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者  
 ※高額療養費の所得区分判

定については再度判定  
 △持参物  
 ・雇用保険受給資格者証  
 ・印鑑  
 ⑥住民課 ☎820・5604  
 （福祉課）



**介護保険のしくみ**



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします…

町外に住む娘の所に転出することになりました。引き続き介護サービスを利用するにはどうしたらいいですか。

A お答えします…

介護認定を受けている人が町外に転出する場合は、介護認定を受けていることを証明する「受給資格証明書」を交付します。この証明書を転出先の市区町村へ14日以内に提出すると、熊野町で受けていた認定が6ヵ月間有効となり、引き続き介護サービスを受けることができます。

なお、ケアマネージャーやサービス事業所などについては、転出先の市区町村へお問い合わせください。

詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

☎820・5605  
 （福祉課）

**子育て支援センター  
エンゼル通信**



●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
18日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
21日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
25日(火)	10:30	子育てなるほど講座
28日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
6月4日(金)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
6月7日(月)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いています。お気軽にお問い合わせください。

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
20日(木)	9:30	中央ふれあい館
26日(水)		東部地域健康センター

●おひさまルーム（上記以外の日程の9:30~11:30）

●オープンスペース「ほっとるーむ」

・月~金曜日 13:00~15:30

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。



新規事業スタート

- 「うたとおはなしの広場」毎月第1・3金曜日 14:30~15:00 親子で心とむひとときを楽しんでね。
- 「子育てなるほど講座」毎月第4火曜日 10:30~11:30 子育て仲間と集い、出会い、語り、学び合ひましょう。

・行事はいずれも11:30に終了予定です。  
 ・月~金曜日の13:00~17:00は電話相談、個別相談（要予約）、訪問相談（要予約）をお受けします。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☎820-5503  
 開設日時（※年末年始、祝日除）：月~金曜日 9:30~17:00  
 〈子育て相談（要予約）月~金曜日 13:00~17:00〉